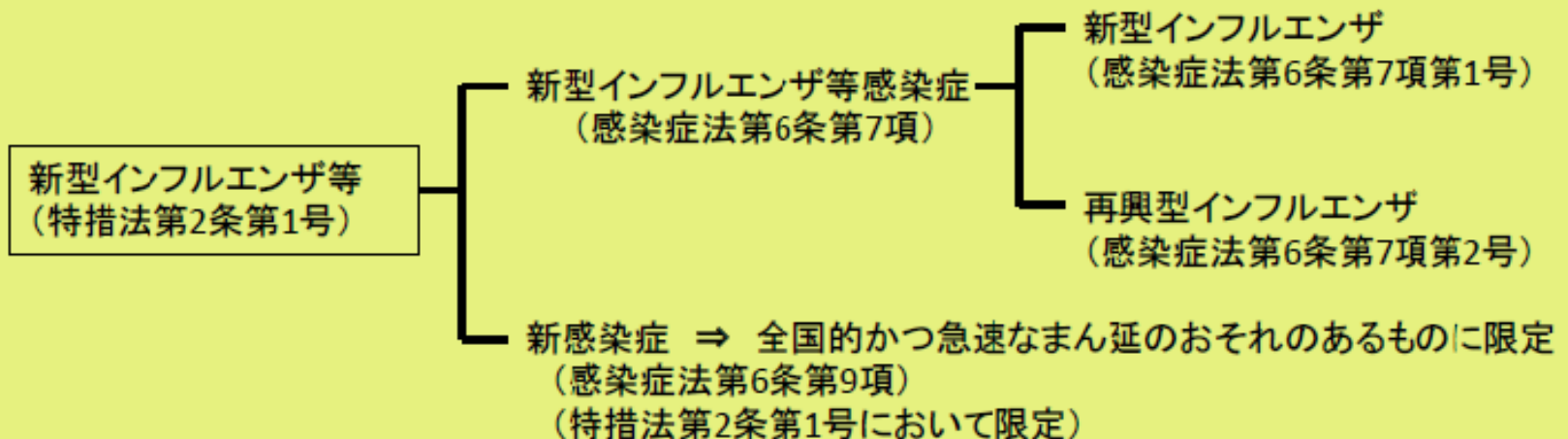


竹田市新型インフルエンザ等対策行動計画(概要版)

1. 位置付け

平成25年4月に施行された、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)」第8条第1項の規定により、「大分県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく市町村行動計画として作成。

2. 対象となる感染症



※ 特措法上の「新型インフルエンザ等」と感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」「新感染症」との関係

※ 感染症法: 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

竹田市新型インフルエンザ等対策行動計画の構成

I. 計画の基本事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 策定に至る経緯
- 3 計画の位置付け
- 4 評価及び変更

II. 対策の基本方針

- 1 新型インフルエンザ等の特徴
- 2 対策の目的と戦略
- 3 発生段階の設定
- 4 対策の基本的考え方
- 5 対策実施上の留意点
- 6 発生時の被害想定等
- 7 対策推進のための役割分担
- 8 市行動計画の主要7項目

主要7項目	①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有、 ④まん延防止に関する措置 ⑤予防接種 ⑥医療 ⑦市民生活及び地域経済の安定の確保
-------	--

III. 各段階における対策

発生段階に応じて、主要7項目に沿った対策を規定

竹田市新型インフルエンザ等対策の目的

- ・発生時期の正確な予知は困難
- ・発生そのものの阻止は不可能
- ・世界中のどこかで発生すれば、我が国への侵入は不可避

○ このため、次の2点を主たる目的として対策を講じる

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

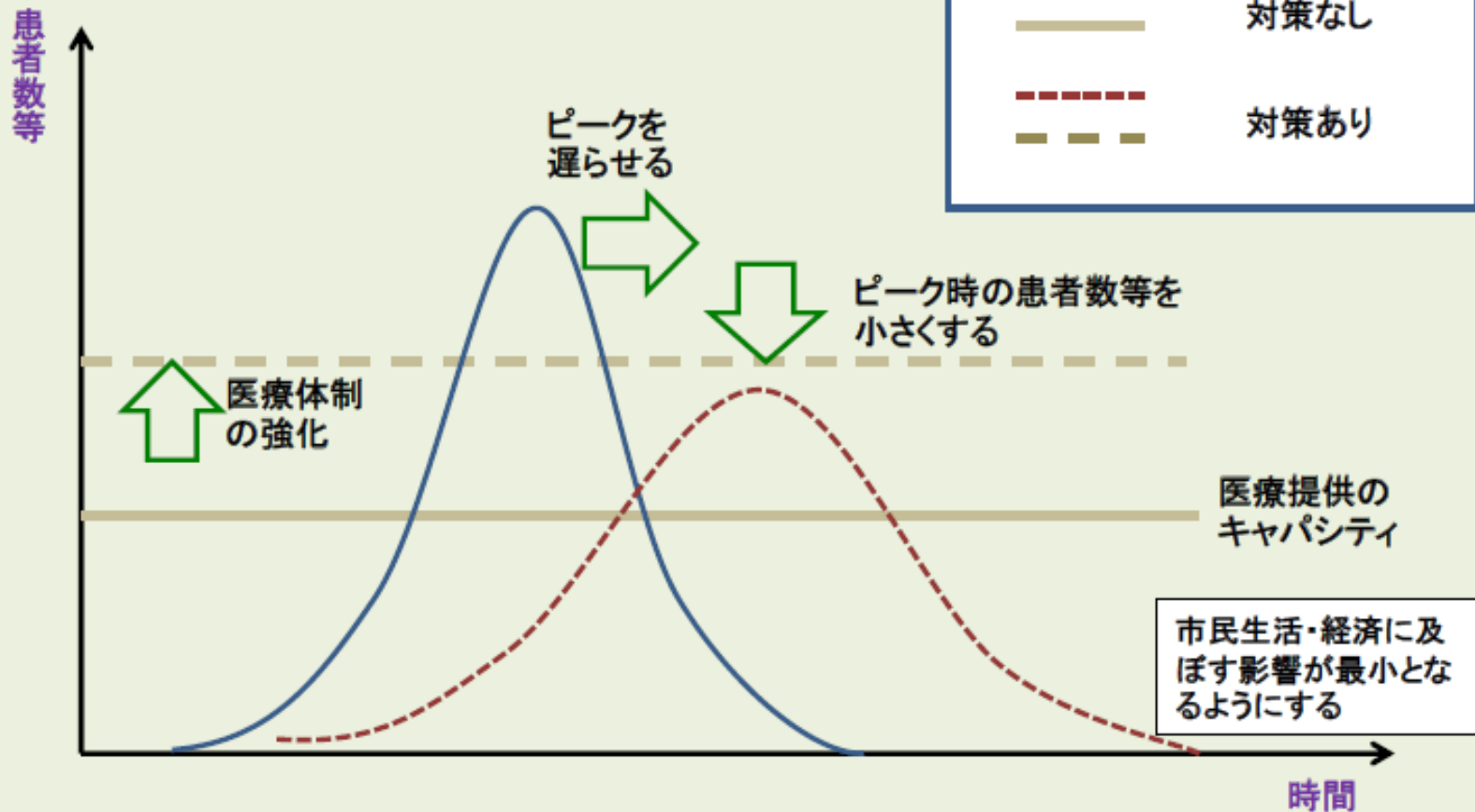
2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

新型インフルエンザ等対策の効果 概念図

■ 感染拡大対策の2つの目標 ■

- 1 ピークを遅らせること
- 2 ピーク時の患者数を小さくすること



新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

1. 基本的人権の尊重

対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重するとともに、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分に説明し理解を得ることを基本とする。

2. 危機管理としての特措法の性格

特措法は万一の場合の危機管理のための制度であるが、病原性の程度などにより、緊急事態の措置を講じる必要がない場合もあり得る。

3. 関係機関相互の連携協力の確保

大分県対策本部と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

4. 記録の作成・保存

市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

竹田市新型インフルエンザ等発生時の被害想定

○国が示した過去に世界で大流行したインフルエンザのデータから一つの例として想定した推計結果を本市に当てはめたもの

・り患率・・・人口の25%

・致命率・・・
 アジアインフルエンザ等・・・中等度(致命率0.53%)
 スペインインフルエンザ・・・重度(致命率2.0%)

全人口の25%がり患すると想定した場合の推計

医療機関を受診する患者数	日本における患者数		大分県における患者数		竹田市における患者数	
		1,300万人～2,500万人		12万人～23万人		2,400人～4,700人
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	53万人	200万人	5,000人	19,000人	100人	380人
1日最大入院患者数	10.1万人	39.9万人	940人	3,700人	20人	75人
	死亡者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度
17万人		64万人	1,600人	6,000人	30人	120人

これらの推計値には、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の効果、現在の我が国の医療体制や衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

新型インフルエンザ等の発生段階

発生段階 (国)	状 態	発生段階 (県及び市)	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態		
海外発生期 (国内未発生期)	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
国内 発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	県内未発生期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
		県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内 感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

従来計画との比較

従来の本市行動計画(平成20年12月策定)と比べた場合の特徴

対象感染症

新型インフルエンザだけでなく、全国的かつ急速にまん延のおそれのある新感染症も対象

発生段階

発生段階は大分県が設定し、その移行についても判断する

①未発生期 ⇒ ②海外発生期 ⇒ 国内発生早期(③県内未発生期)～④県内発生早期 ⇒ ⑤県内感染期 ⇒ ⑥小康期

実施体制

市新型インフルエンザ等対策本部の設置

新型インフルエンザ等が発生し、国及び大分県が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合、任意で設置。緊急事態宣言後は、特措法に基づく市対策本部に位置付け

予防接種

特定接種の対象者の明確化

住民接種の法制化及び接種対象者・接種順位の基本的な考え方を記載

緊急事態宣言

国の緊急事態宣言時における措置を明記

- ・県知事による外出自粛要請、学校等や興行場等の施設の使用制限の要請・指示
- ・臨時の医療施設の設置、要援護者への生活支援、埋葬・火葬の特例